

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第198回国会】平成31年3月8日（金）、第4回の委員会が開かれました。

## 1 警察法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）

- ・山本國務大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立憲、国民、公明、維新 反対－共産）
- ・平将明君外3名（自民、立憲、国民、公明）から提出された附帯決議案について、大島敦君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立憲、国民、公明、維新 反対－共産）  
（質疑者）中山展宏君（自民）、太田昌孝君（公明）、篠原豪君（立憲）、初鹿明博君（立憲）、森田俊和君（国民）、大島敦君（国民）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 中山展宏君（自民）

- (1) 本法律案による警備体制の機能強化の方向性並びに警備運用部に置かれる予定の警備第一課及び警備第二課の構成・役割分担
- (2) テロを未然に防止する観点からの防犯カメラの活用状況
- (3) サイバーテロ対策
  - ア 2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック大会及び2018年平昌オリンピック・パラリンピック大会において発生したサイバー攻撃及びその対策についての分析
  - イ コネクテッドカーにおけるサイバーセキュリティ対策
  - ウ 中国の国家情報法の対象となる事業者が我が国のサイバーセキュリティ対策に関与していることについての対応

### 太田昌孝君（公明）

- (1) 警備運用部を設置する趣旨
- (2) 警察の災害対応
  - ア 近年の大規模災害発生時における警察の活動状況
  - イ 新設される警備運用部長の災害時の役割及び警備運用部の平時の役割
  - ウ 中国管区警察局及び四国管区警察局を統合することによる具体的な効果並びに管区警察局の役割
  - エ 災害発生直後の情報収集に関する広域連携及び組織間での連携と対応
  - オ 東日本大震災の教訓を踏まえた警察の災害対応に関する取組
  - カ 今回の組織改正を踏まえた、災害から国民の生命と暮らしを守るための警察活動に関する山本國務大臣の決意

### 篠原豪君（立憲）

- (1) 本法律案に伴う都道府県警察の組織改正の有無
- (2) 複合的な事態の発生時に警備企画課及び公安課が果たす役割並びに警備運用部設置に伴う定員の増減
- (3) 災害発生地以外の都道府県警察による応援部隊を采配する主体

- (4) 大規模災害発生時における広域緊急援助隊の体制及び活動内容
- (5) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における警備体制
- (6) 都道府県警察の警察官の定員数の根拠
- (7) 車両突入対策における自治体等との連携の在り方
- (8) 警察活動への先端技術の活用状況
- (9) 鉄道におけるテロ対策
  - ア 乗客を対象とした手荷物検査の実現に向けた進捗状況
  - イ AIをはじめとする先端技術の活用に係る取組状況
- (10) 警察が進めるドローン対策の進捗状況
- (11) 「ローン・ウルフ」型のテロ事件についての発生可能性、政府の認識及び対策
- (12) サイバーテロ対策に係る取組の進捗状況

#### 初鹿明博君（立憲）

- (1) 参議院予算委員会（平成31年3月6日）での小西洋之議員に対する横畠内閣法制局長官の発言
  - ア 真意の確認
  - イ 日本の議会制民主主義をないがしろにしたとの認識の有無
- (2) 本法律案における組織改正
  - ア 二課体制の警備運用部を設置することの意義及び従来からの変更点
  - イ 組織改正に当たり必要な要求を堂々と主張する必要性
- (3) ギャンブル等依存症対策推進基本計画案にIR推進部局がギャンブル依存症対策を行うべきでないことを明記する必要性
- (4) 企業主導型保育事業の指導監査業務の委託事業者が企業主導型保育事業の開設セミナーを実施することの妥当性

#### 森田俊和君（国民）

- (1) 他の都道府県と比較した場合の、埼玉県における警察官の配置数の妥当性
- (2) ラグビーワールドカップ2019
  - ア 警察庁と関係省庁との連携及び警察庁と都道府県警察との連携
  - イ 都道府県警察と、県や市との連携
- (3) 来年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、過去の日本におけるオリンピック・パラリンピック大会で得られた教訓等の有無
- (4) 警察官の働き方
  - ア 超過勤務の状況及び対応
  - イ 長期休業をしている警察職員の人数
  - ウ 働きやすい環境作りについての山本内閣大臣の所見

#### 大島敦君（国民）

- (1) 国家公安委員会が有する警察官人事についての権限の範囲
- (2) 国家公安委員会の議事の透明化を図るとともに議論の内容を警察組織の運営に反映させる必要性
- (3) 警察支局の設置
  - ア 民主的統制の観点から法律事項にするという考え方がある中で政令に委ねることとした理由
  - イ 権力行政を行っている観点から十分な議論をする必要性
- (4) 今後の組織改正において民主的統制と政治的中立について国家公安委員会で議論する重要性

- (5) 中国四国管区警察局が広島に置かれることに伴い四国における指揮命令が十分機能しなくなる懸念
- (6) 警察庁におけるE B P Mの取組
- (7) E B P Mについての国家公安委員会での議論
- (8) 管区警察局と警察支局の役割分担
- (9) サイバー犯罪に対応する専門的人材の確保に向けた取組

#### 塩川鉄也君（共産）

- (1) 警察庁の内部部局の改廃
  - ア 政令事項ではなく法律事項としている理由
  - イ 警察庁が都道府県警察への指揮監督を行う観点から国会が関与するという答弁の趣旨
  - ウ 公権力である警察に対する民主的統制を確保するため法定事項としていることの確認
- (2) 大衆運動への警察の対応が警備局警備課の業務であることの確認
- (3) 警察庁及び17道府県の警察官が、昇任試験の対策問題集を出版する民間企業の依頼を受けて問題や回答を執筆して現金を受け取っていた問題
  - ア 山本内閣府大臣の対応
  - イ 国家公安委員会における議論
  - ウ 調査対象の範囲及び調査内容
  - エ 警察庁幹部に対する調査の実施状況
  - オ 組織的に行っていたとされる報道の事実確認
  - カ 問題集の執筆が副業に該当する場合の任命権者の許可の要否
  - キ 執筆料1,500万円とされる問題集の執筆が副業に該当するか否かの確認
  - ク 北海道警において、北海道公務員倫理条例に基づき提出義務のある贈与等報告書のうち、9割以上が未提出であったとされる報道の事実確認
  - ケ 内部文書が出版社に流出していることについての公務員法上の守秘義務との関係
  - コ 情報公開請求をした場合には非公開部分のある文書が、出版社にはそのまま提供されていたとされる報道の事実確認
  - サ 出版社から接待を受けていたとされる報道の事実確認
  - シ 執筆料を受領した際に所得の申告をしたか否かについての調査の実施状況
  - ス 事実確認の終了見込時期
  - セ 許可のない副業等の問題について真相を明らかにする必要性

#### 浦野靖人君（維新）

- G20 大阪サミットにおける警備体制
  - ア 万全な警備体制が確保されていることの確認
  - イ 全国から大阪に派遣される警察官の受入れ体制
  - ウ 想定される脅威
  - エ サイバー攻撃への対処体制
  - オ 警備措置及び交通規制について事前に周知する必要性